省　令

○文部科学省令第二号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）第二条、第七条第二項及び第十三条の規定に基づき、スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月七日

文部科学大臣　下村　博文

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の一号を加える。

五　一等、二等、三等、四等、五等及び開催試合結果数から五を減じた数を開催試合結果数で除した割合（以下「六等」という。）

第三条第三項中「ヲの率」の下に「、同項第五号の規定に基づき六等を設ける場合にあっては、別表第六備考第一号ヌ、ル、ヲ、ワ、カ及びヨの率」を加える。

第六条中「別表第五」の下に「、同項第五号の規定に基づき六等を設ける場合にあっては別表第六」を加える。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第六条関係）

合致の割合	算式
一等	A×B×j＋C
二等	A×B×k＋C
三等	A×B×l＋C＋H－I
四等	A×B×m＋C＋F－G－H＋I
五等	A×B×n＋C＋D－E－F＋G
六等	A×B×o＋C－D＋E

備考

一　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

イ　A　スポーツ振興投票券の売上金額

ロ　B　政令で定める率

ハ　C　法第十四条の規定による各合致の割合に係る加算金

ニ　D　表の六等の項下欄に掲げる算式中A×B×o＋Cの部分により算定した金額を六等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ホ　E　表の六等の項下欄に掲げる算式中A×B×o＋Cの部分により算定した金額を六等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヘ　F　表の五等の項下欄に掲げる算式中A×B×n＋C＋D－Eの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

ト　G　表の五等の項下欄に掲げる算式中A×B×n＋C＋D－Eの部分により算定した金額を五等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

チ　h　表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×m＋C＋F－Gの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額に合致投票券の数を乗じて得た金額

リ　I　表の四等の項下欄に掲げる算式中A×B×m＋C＋F－Gの部分により算定した金額を四等の合致投票券の数であん分した金額に五円以上十円未満の金額があるとき、その金額から一円未満の金額を切り捨てた金額を十円から減じた金額にその合致投票券の数を乗じて得た金額

ヌ　j　六分の一から五分の四の範囲内においてセンターが定める率

ル　k　五十分の三から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヲ　l　五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

ワ　m　五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

カ　n　五十分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

ヨ　o　j、k、l、m及びnとの合計が一となるよう二十五分の一から六分の一の範囲内においてセンターが定める率

二　それぞれの合致の割合において、この表の下欄に掲げる算式による配分金額（この号において「算式配分金額」という。）を各合致投票券にあん分した金額がスポーツ振興投票券の券面金額に満たない場合には、センターは、別に文部科学大臣の定めるところにより、それぞれの合致の割合について算式配分金額の調整を行うことができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の登録をしたので、同法第三十八条の五第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月七日

総務大臣　新藤　義孝

一　登録証明機関の名称及び住所

EMCC　DR.　RASEK　Japan株式会社

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

二　登録に係る事業の区分

電波法第三十八条の二の二第一項各号に掲げる事業

三　技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地

神奈川県横浜市港北区新横浜一丁目二番地一

四　技術基準適合証明の業務の開始の日

平成二十四年十二月四日

○総務省告示第三十九号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）様式第七号注4及び注5の規定に基づき、平成十五年総務省告示第四百六十号（特定無線設備に付する文字等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月七日

総務大臣　新藤　義孝

第一号の表に次のように加える。

EMCC　DR.　RASEK　Japan株式会社	015